

◆ 成年後見人等就任以降の業務（その他）について

1. 後見人等の変更が必要だと思われるとき（後見人等の辞任・選任の申立てについて）	
項目	内容
後見人等が辞任するケース	後見人等の年数上・健康上の理由や、仕事や家庭の事情で本人の居所から遠隔地になった場合等
	専門職後見人が後見業務を行っていたが、親族に後見業務をリレーする場合等。
後見人等を選任するケース	後見人等が辞任する場合、後見人等選任の申立てを同時に行うこともできます。
	後見人等が複数あるときは、家庭裁判所は職権で権限分掌を定めることができます。例えば、財産管理は専門職、身上保護は親族というように役割分担をすることも可能です。
後見人等を解任するケース	横領や背任行為、本人に対して後見業務を行わない等は解任事由に相当します。
その他のケース （後見人等の変更も検討）	本人や家族等と後見人等との関係が上手くいかなくなっている場合又は、選任から相当期間経過後も信頼関係が形成されない場合。
	本人の状況の変化や福祉・生活の質の向上の観点から、他の支援体制への切替え（類型変更含む）が望ましいにも関わらず、後見人等が積極的に動かない場合。
	チームから、後見人等の業務のあり方に不満や疑問等が出ている場合
【後見事務に対する不満】 単に後見人等の行為が気に入らないというだけでは解任事由に相当しません。しかし、本人や家族等やチームに対して、後見事務について十分に説明し、理解を得られるように努力することは必要です。	

2. 事実行為について（介護や看護などの事実行為は、後見人等の義務ではありません）	
項目	内容
事実行為について	法律行為に当然に伴う事実行為（被後見人等の施設入所を目的とした事前見学の付き添い等）は、後見人等の事務の範囲に含まれます。
	親族後見人が、親族の立場で行うことは可能です。
	身上保護に伴う事実行為（入院・入所時の日用品の購入等）は、チームで方針の検討が必要です。

3. 後見人等の業務となっていないもの（できないこと）	
項目	内容
財産管理に関する事務	財産の贈与や本人の利益にならない債務保証、財産放棄。
	親族や第三者が支払うべき費用の立替え又は、支払いといった本人の利益にならない費用の支払い。（ただし、本人に扶養家族がいる場合は、扶養の支払いは可能）
	日用品の購入など日常生活に関する行為に対する同意権・取消権の行使。
身元引受け 身元保証、保証人	入院や施設入所の際の身元保証人・身元引受人など
医療行為に関する同意等	生命、身体に危険を及ぼす可能性のある検査、治療行為などをはじめとした、医的侵襲行為（与薬、注射、輸血、放射線治療、手術など。）
	健康診断の受診・入院や施設への入所、介護、教育・リハビリ等を本人の意思に反して強制的に行うこと。
身体拘束への同意	緊急やむを得ない場合以外の身体拘束に関する同意・決定。
一身専属的な行為	遺言、養子縁組、認知、結婚、離婚など一身専属的な権利の代理行為
その他	居住する場所の指定（居所指定権）、本人の親族を対象とする後見等開始申立。
【意思尊重義務と身上配慮義務について】 後見人等は、意思尊重義務と身上配慮義務を負っており、両者の調和を図る役割があります。また、後見人等の業務となっていないことでも、後見人等として意思決定支援は必要です。	